

平成 31(2019)年 2 月 26 日

学校図書館専門職養成基礎プログラムを修了希望の皆様

八洲学園大学教務委員会
教務委員長 秋吉正博

平成 31(2019)年度からの学校図書館専門職養成基礎プログラムの変更点について

平成 31(2019)年 4 月 1 日付で文部科学省が定める「学校司書のモデルカリキュラム」が改正されます。それに伴い、本学の学校図書館専門職養成基礎プログラムにおきましても、読み替えに関する注意点が一部変更となります。平成 31(2019)年度以降に修了予定の方はご注意ください。なお、ご案内が大変遅くなりましたことをここにお詫びいたします。

(1) 平成 30(2018)年度まで

教員免許状のうち普通免許状を有する者は、モデルカリキュラムの「学校教育概論」について、既に履修したものとみなされます。本学では下記 3 科目が該当いたします。

「学校教育概論（教育原理・教職論）」

「学校教育概論（教育心理）」

「学校教育概論（教育課程）」

(2) 平成 31(2019)年度以降

「学校教育概論」の読み替えに関する部分が以下の通り改正されます。教員免許状のうち普通免許状を有する者であっても読み替えはできなくなりますのでご注意ください。

<改正後>

「学校教育概論」は、教科及び教職に関する科目のうち、以下の内容を含む科目をすべて履修した場合には、「学校教育概論」を履修したものと読み替えることも可能とする。

教育の基礎的理解に関する科目のうち、

- ・「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」の事項を含む科目
- ・「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」の事項を含む科目
- ・「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の事項を含む科目
- ・「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」の事項を含む科目

なお、「学校教育概論」以外の読み替えに関しては、本学での変更はございません。

【参考】教育職員免許法施行規則の一部改正に伴う「学校司書のモデルカリキュラム」の改正について（通知）（文部科学省）

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/1410290.htm